

議案第108号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>（建築物の高さの最高限度）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める適用区域の内、次に掲げる区域において、同項の規定の施行又は適用の際現に存する建築物で、その高さが別表第2カ欄に掲げる数値を超えるものについて、建築又は修繕若しくは模様替をする場合は、既存の高さを限度とする。</p> <p>(1) <u>皇山地区地区整備計画区域</u></p> <p>(2) <u>本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域</u></p> <p>(3) <u>領家1丁目地区地区整備計画区域</u></p> <p>(4) <u>岸町5丁目北地区地区整備計画区域</u></p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	[略]		<p>（建築物の高さの最高限度）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める適用区域の内、<u>皇山地区地区整備計画区域</u>、<u>本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域</u>及び<u>領家1丁目地区地区整備計画区域</u>において、同項の規定の施行又は適用の際現に存する建築物で、その高さが別表第2カ欄に掲げる数値を超えるものについて、建築又は修繕若しくは模様替をする場合は、既存の高さを限度とする。</p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	[略]	
名 称	区 域								
[略]									
名 称	区 域								
[略]									

三室南宿地区地区整備計画区域	[ 略 ]	三室南宿地区地区整備計画区域	[ 略 ]
岸町5丁目北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された岸町5丁目北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		

別表第2に次のように加える。

50 岸町5丁目北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅（兼用住宅を含む。） (2) 共同住宅及び寄宿舍 (3) 保育所及び幼稚園 (4) 自治会館 (5) 神社 (6) 診療所 (7) 巡査派出所及び公衆電話所 (8) 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの (10) 前各号の建築物に附属するもの			0.7メートル（敷地面積100平方メートル以上の建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示する道路aに面する建築物の部分、建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車車庫等を除く。）で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの又は出窓（見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。）で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅50センチメートル以下であるものを除く。）	100平方メートル	10メートル

附 則

この条例は、平成21年8月1日から施行する。